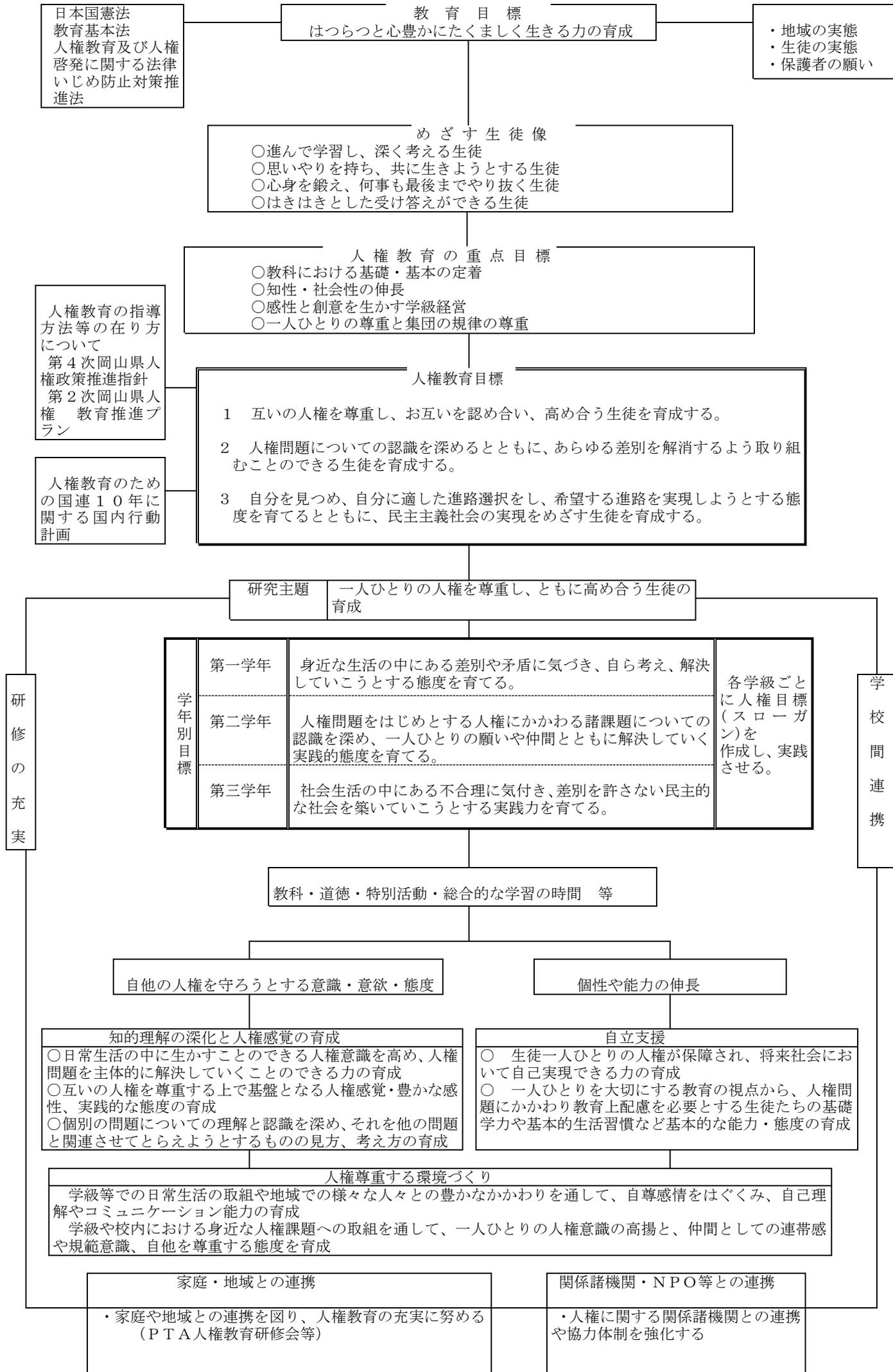


# 令和4年度 人権教育の全体構想

新見市立新見第一中学校



# 令和4年度 人権教育指導計画

新見市立新見第一中学校

## 1 基本方針

憲法・教育基本法に基づいて、生命の尊厳を認識し、基本的人権を尊重し、人権教育を正しく理解するとともに、差別をなくして民主的な人間関係をつくりあげていこうとする能力を育てる。

## 2 指導の方策

### (1) 指導体制の確立と強化

全職員が人権教育に対する理解と認識を深めながら、あらゆる活動を通して、あらゆる差別の解消をめざし、共通理解のもとに、年間指導計画に基づき、継続的・系統的な実践活動の充実を図る。

### (2) 学力向上と進路の保障

各教科の指導にあたっては、人権教育のねらいが十分に達成されるように授業を創造し、生徒の学力の向上に努める。

### (3) 人権意識の高揚と学級集団づくり

忘れられたり、取り残されたりする生徒がいないような学級集団づくりをめざし、生活の中で互いに人権を大切に守り育てる。また、身近でおこる矛盾や不合理を自分達の問題としてとらえ、解決していこうとする集団づくりを目指す。

### (4) 地域との連携

家庭や地域との連携を深め、一層の相互理解を図る。

## 3 教育課程への位置づけ

○教科・道徳・特別活動の中に明確に位置づけて指導する。

○各教科・領域において、それぞれの目標や内容を人権教育の視点から検討し、年間計画に位置づける。

### (1) 教科

- ① 各教科の目標を達成することが学力を保障することであり、さらに、差別に対する科学的な認識を高める基盤となるという観点から、全ての教科の指導の向上を図る。
- ② 一人ひとりの生徒の全面発達を保障するために、全ての教科でわかる授業を工夫する。
- ③ 意欲のない生徒、つまづきのある生徒には継続的な個別学習を行う。
- ④ 社会科を中心に、人権や差別に対する正しい認識を養い、差別を許さない態度を身につけさせる。

### (2) 道徳

- ① 人権尊重の精神を基盤とした、生命・人権・真実・集団・勤労などに関する適切な資料をあて、ねらいを達成する。
- ② 人権の侵害問題をしっかり認識して指導する。

### (3) 特別活動

- ① 個人や集団の問題を、筋道をたてて解決できるようにする。 【学級活動】  
(学級集団を充実し、学級の諸問題を解決する能力を育成する。)
- ② ソーシャルスキル向上のための取り組みを積極的に行う。 【学級活動 (SEL)】
- ③ 朝の会や帰りの会の充実をめざし、生徒の活動を活発にする。 【学級活動】
- ④ 学習に遅れている生徒、人間関係のうまくいかない生徒、地域や家庭で疎外されている生徒を中心に置

いた学級づくりをする。

【班づくり・協同学習】

- ⑤ 学校生活の改善と向上をめざし、生徒会活動を活発にする。 【学年集会】

(自主的な委員会活動をめざし、活性化を図る。)

- ⑥ 将来の進路を自ら決定できる力を身につけさせ、生徒の未来を保障していく。

【キャリア学習】

- ⑦ 生徒自らが魅力を感じるような課題を設定し、課題解決に向かう探究学習を行う。

【総合的な学習】

- ⑧ 進んで働き、勤労の意義を認識し、正しい勤労観を身につけさせる。

【清掃活動・ふるさと職業体験学習】

- ⑨ 異学年同士の交流活動を行う。

【ピア・サポート】

#### 4 研修計画

##### (1) 全職員を対象にした研修会

○道徳校内研究授業

○人権教育校内研修

##### (2) P T A人権教育研修会参観授業

○指導案検討とフィルムフォーラム

○人権教育講演

○社会教育主事指導による参加型人権学習

##### (3) 新任者へ本校人権教育の概要説明

##### (4) 人権学習の充実

○人権週間での取り組み

(人権標語、人権アンケート、人権講演会・人権集会、人権スローガン等)

○社会科における教科書記述の学習